

(仮)古賀市社会教育施設使用料減免団体登録について

本市の施設使用料の減免制度について、「受益と負担の公平性の確保」のため基準の見直しを行う。

古賀市では、(仮)古賀市社会教育施設使用料減免団体登録要綱に基づき、教育委員会が公益上必要と認める活動を行う団体を支援するために、社会教育施設の使用料を減免する団体の登録を行う。

減免団体の登録申請にあたっては、関係書類の提出を求めるものとする。

◇審査条件◇

対象団体として登録できるものは、団体の活動目的を達成するための活動内容が継続的かつ計画的に実施でき、その成果が団体構成員のみではなく、多くの市民に還元されるものであるかを審査する。

団体活動による便益の範囲が個人やその団体のみ限定され、公共性、公益性の観点から妥当でないと判断された場合は該当しないものとする。

＜団体の登録基準＞ (※現在の「社会教育関係団体登録要綱」の基準を準用)

(1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体

(2) 継続的かつ計画的に事業活動を行い、社会教育及び生涯学習に関する事業の成果が期待できる団体

※対象となる活動

- ・ 青少年教育に資する活動
- ・ 地域活動や地域福祉に資する活動
- ・ スポーツ又はレクリエーションの普及に資する活動
- ・ 文化芸術の振興に資する活動
- ・ その他教育委員会が認めた活動

(3) 活動を始めて、概ね1年以上の実績がある

(4) 他団体と積極的に連携、交流及び協力し、社会貢献を行う団体

(5) 構成員が5人以上で、その7割以上が市内に在住、勤務、在学している

(6) 誰もが時期を問わず、入退会が可能な団体

(7) 団体の主たる活動場所及び活動拠点が市内にある

(8) 団体で独立した経理を行っている

(9) 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいる

(10) 次の各号のいずれにも該当しない団体

- ア 営利を目的とする活動又はそれに類する活動を行う団体
- イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、若しくはこれを支持しない活動を行う団体
- ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動を行う団体

◆登録申請に必要な書類

- * 古賀市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（別紙）
- * 団体規約又は会則等（団体の活動目的がわかる内容）
- * 役員・会員等名簿（氏名、住所、連絡先の記載があるもの）
- * 予算書及び決算書（団体の収入や支出がわかるもの）
- * 計画書及び報告書（団体の活動状況がわかるもの）